

かまがや 消費生活センターだより

第11号

〈平成26年2月発行〉

発行元

鎌ヶ谷市消費生活センター

TEL:047-445-1141

(市役所代表)★予約制★

携帯電話・スマートフォンやパソコンの使用に気を付けて！

事例①

携帯電話会社からゲームのアイテム代金として約20万円の請求があった。内容を確認すると5日前の利用履歴があり、全く身に覚えがないので、小学生の娘に確認したところ、夕食の支度をしている間に、勝手に携帯電話を借りてゲームサイトにログインし、ゲーム内で仮想人形に着せる洋服や帽子などを購入したという。1個目の購入は承諾しクレジット決済のためクレジットカード番号・有効期限の入力をした覚えはあるが、その時は1000円であった。

事例②

高校生が親の承諾を得て携帯電話を所持した。その後親の承諾を得ずにサイトと契約して利用し、高校生本人に10数万円の請求がきた。



オンラインゲームを楽しみ、夢中になるあまり、有料のアイテムやカードを購入してしまう未成年者が増えています。

料金の支払い方法としてクレジットカード決済を選択し、カード番号等を入力すると、次回からは簡略化された手続きで決済可能となり携帯電話会社からの請求額を見て初めて、思わぬ高額な買い物をしたことに気づくことがあります。

事例③

パソコンで戦闘ゲームの対戦を楽しんでいたが、相手に勝つためにはゲーム内でより強力なカードを入手する必要があり、サイト内のくじを何度も引いている間に多額を出費することとなった。



オンラインゲームの中には大会が催され、順位が公表されるため、上位を目指して有料のカードやアイテムを購入してしまうケースもあります。

対処法

- ★未成年者の親は自分の携帯電話の管理に注意し、安易に子供に貸すことはやめましょう。
- ★操作ロックをかけておくこと紛失時の情報流出の阻止にもつながります。
- ★クレジットカードの番号の開示は家族に対しても慎重にしましょう。
- ★コンビニ発行の電子マネーで決済すればクレジットカードを持たない未成年者でも有料のアイテム等を購入可能です。親は我が子の趣味・娯楽にも関心を持ち、小遣いの使い方についても話し合しましょう。
- ★オンライン上の遊びであることを強く認識して自分の収入に見合った楽しみ方を心がけましょう。

おかしい！？と思ったら、すぐに消費生活センターに相談を ☎047-445-1141

⇒裏面に続きます。

よく考え、アプリやコミュニティサイトを利用しましょう。

事例①

公式マーケットで無料アプリをダウンロードした後、業者から料金を請求する電話がかかってきた。



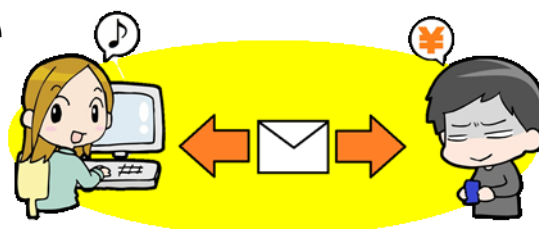
- ★スマートフォンではアプリを容易にダウンロードしないようにしましょう。特に無料のアプリには注意が必要です。
- ★個人情報を抜き取るアプリがあることも報告されています。アプリのダウンロードを指示する画面では、そのアプリがどのような情報にアクセスするかを示す、アクセス許可などの画面を十分に確認しましょう。



事例②

インターネットのコミュニティサイトでAさんと知り合い、メールの交換をしていた。何度かメールの交換をしているうちに、1万円を要求された。不審に思ったが、あたかも支払い義務が発生しているような内容だったため、送金した。

後日、3万円を要求され、怖くなり、送金に応じると、今度は10万円を要求された。どうしたらよい



- ★インターネットで知り合った人が、どういう人なのかは、文面だけでは判断できません。メールの話を鵜呑みにせず、個人情報を開示することは控えましょう。
- ★メールの内容が金銭の要求となった場合、すぐにメールの送受信をやめ、メールアドレスを変更しましょう。
- ★仕事を紹介するという話になっても、注意が必要です。

電気コードは傷んでいませんか？コンセントにほこりが溜まっていませんか？

～プラグ・コードの点検と掃除は定期的に行いましょう～

コードが傷んだり劣化したりすると、中の導線がショートし、火花が散ることがあります。そのような状態で燃えやすいものが近くにあると火災を引き起こします。

コードが家具の下敷きになっていませんか？
ネズミ、ゴキブリなどにかじられていませんか？
⇒コードは傷んだ箇所でショートする危険性があります。時々点検しましょう。

エアコン、テレビ、冷蔵庫などコンセントに差し込んだままになっているプラグの隙間にほこりがたまっていませんか？
⇒ほこりに周囲の水分が付着するとショートし火花が散る危険があります。時々差し込んだままのプラグは掃除しましょう。

